# 入礼説明書(仕様書)

1 工事名称 戸山5号宿舎解体工事

2 工事場所 東京都新宿区戸山3-2-4

3 工事期間 着 エ 契約日の翌日

完成期限 平成22年11月19日

#### 4 ---般事項

- ① 工事の着手、施工、完成に当たっては、文化財保護法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の申請手続きをはじめとした関係官公署その他機関への手続き等を遅滞なく行うこと。これらに要する費用等は、請負者の負担とする。
- ② 発生材のうち、引き渡しを要することと指定されたものは、指示された場所に整理のうえ、調査を作成して監督員に提出すること。 整理した発生材は、監督員の承諾を受け発注者に引き渡すこと。
- ③ 発生材のうち、再生資源の利用を図ると指定されたものは、構内 において分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った 後、調告を作成して監督員に提出すること。
- ① 飛散性アスベスト廃棄物(湿式吹付)及び非飛散性アスベスト廃棄物(ケイ酸カルシウム板、岩綿吸音板)は、石綿障害予防規則等の関係法令に基づき適切に処理すること。
- ⑤ ②及び③以外のものは、すべて構外に搬出し、関係法令等に従い 適切に処理し、監督員に報告すること。
- ⑥ 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、 建築基準法、労働安全衛生法その他の関係法令等に従ってこれを行 うこと。
- ① 工事現場においては、常に整理整頓を行い、危険箇所の点検を行うなど事故防止に努め、第三者に災害を及ぼしてはならない。
- ⑧ 既存部分及び施工済み部分等については、適切な養生を行うこと。 汚染又は損傷した場合は、請負者において復旧を行うこと。
- ① 工事の完成に際しては、当該工事に関連する部分の後片付け及び 清掃を行うこと。

① 工事関係書類の作成については、監督員と協議し作成すること。

# 5 施工計画等

- ① 工事着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ② 工事着手に先立ち、請負者の組織及び仮設計画、安全管理などを まとめた、総合仮設計画書を作成し、監督員に提出すること。
- ③ 工事施工に先立ち、工種別に機器、材料、工法、品質管理などを 具体的に定めた施工計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ① 非飛散性アスベスト廃棄物撤去先立ち、石綿障害予防規則等に基づき具体的な処理計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。

## 6 施 工

- ① 設計図書並びに監督員の承諾を受けた実施工程表、施工計画書、 施工図等に基づき実施すること。
- ② 機器及び材料は新品とし、監督員の承諾を受けたものとする。
- ⑩ 施工の一工程が完了したとき及び特に監督員が指定した工事等を 施工する場合は、監督員が検査及び立会いを行う。 また、適時施工管理報告書により監督員に報告すること。
- ① 監督員と協議した事項等の、工事の金般的な経過を記録した書面を提出すること。
- ⑤ 対象建物の設備機器・設備配管については、図示のあるなしにかかわらず、理設物も含めて全て撤去すること。ただし通常の解体工事において予測不可能と考えられる理設物が発見された場合は監督員と協議すること。

#### 7 施工写真

- ① 各工程毎の進捗状況が確認できるように、施工及び品質管理状況を撮影すること。
  - 施工後埋設及び隠蔽となる部分については、出来形を確認できる。 ように撮影すること。
- ② 撮影した写真は、キープラン・説明書等を添付して整理し、提出 すること。

# 8 完成写真

- ① 工事の完成状況が確認できるように、全体及び主要部分を撮影すること。
- ② 撮影した写真は、アルバム等にキープラン・説明書等を添付して 整理し、提出すること。

# 9 工事概要

- ・戸山5号宿舎解体工事 一式 コンクリートブロック造2階建 延床面積604.8㎡
- ・上記に伴う設置物撤去 物産(W3,000×H2,000×D1,500)L箇所 物蔵(W1,500×HL,500×D800)L箇所
- ・上記に伴う設備工事

**光**一

## 10 設計図書

- (1) 設計図
- (2) 公共建築工事標準化模器(平成22年版)
- (3) 公共建築工事標準仕様掛建築工事編 (平成22年版)
- (4) 公共建築改修工事標準仕様書建築工事編(平成22年版)
- (5) 公共建築工事標準仕様整機械設備工事編(平成22年版)
- (6) 公共建築改修工事標準住保掛機被設備工事編 (平成22年版)
- (7) 公共建築工事標準仕様書館気設備工事編(平成22年版)
- (8) 公共建築改修工事標準仕様書電気設備工事編 (平成22年版)

# ロー環境物品等の調達

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入 法)に基づき、調達を行うこと。

#### 12 自動取利用

本契約の履行に当たっては、東京都条例に適合する自動車を使用すること。また、使用する自動車の自動車検査託の提示を発注者が求めた場合は速やかに提示すること。

#### 13 その他

設計図書の仕様及び提出書類の内容については、監督員と協議し決 定すること。

